

鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第31号

鳥取市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市職員の福祉制度に関する条例（昭和36年鳥取市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条の2第1項第2号」を「第22条の2第1項第1号及び第2号」に、「及び臨時的任用職員」を「、同法第28条の5第1項に規定する職員、臨時的任用職員」に改め、「第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員）」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定に基づき任期を定めて任用された職員」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。